

第70回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和4年9月13日 開会

伊方町議会

第70回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和4年9月13日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	9月13日 10時00分宣告
出席議員	1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 7番 清家慎太郎 8番 福島 大朝 9番 菊池 隼人 10番 山本 吉昭 11番 中村 敏彦 12番 吉川 保吉 13番 阿部 吉馬 14番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠 員	6番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 井上 恵隆 書記 篠川 俊一 書記 松澤 広明 書記 浅海 恒成
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総合政策課長補佐 藤川 輝之 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 良二 教育委員会事務局長 阿部 茂之 中 央 公 民 館 長 上田 時茂
町長提出議案の項目	報告第5号 町長の専決処分事項報告について 報告第6号 令和3年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第7号 令和3年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第60号 伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案等61号 伊方町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第62号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第63号 伊方町特定公共賃貸住宅条例及び伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について 議案等64号 伊方町使用済核燃料税条例制定について 議案第65号 伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について

	議案第 66 号 令和 3 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 67 号 令和 3 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 68 号 令和 3 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 69 号 令和 3 年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案等 70 号 令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案等 71 号 令和 3 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案等 72 号 令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案等 73 号 令和 3 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案等 74 号 令和 3 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案等 75 号 令和 3 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案等 76 号 令和 3 年度伊方町水道事業会計決算認定について
議員提出議案の項目	発議第 3 号 亀ヶ池温泉対策特別委員会設置に関する決議について
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則第 127 条)
	5 番 末光 勝幸議員

伊方町議会第70回定例会議事日程（第1号）

令和4年9月13日（火）
午前10時00分開議

1 開会宣言

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 町長の専決処分事項報告について（報告第5号）

第 6 令和3年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について（報告第6号）

第 7 令和3年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について（報告第7号）

第 8 伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について（議案第60号）

第 9 伊方町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について（議案第61号）

第10 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について（議案第62号）

第11 伊方町特定公共賃貸住宅条例及び伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について（議案第63号）

第12 伊方町使用済核燃料税条例制定について（議案第64号）

第13 伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について（議案第65号）

第14 亀ヶ池温泉対策特別委員会設置に関する決議について（発議第2号）

第15 令和3年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について（議案第66号）

第16 令和3年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（議案第67号）

第17 令和3年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について（議案第68号）

第18 令和3年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について（議案第69号）

- 第 1 9 令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 70 号)
- 第 2 0 令和 3 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 71 号)
- 第 2 1 令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 72 号)
- 第 2 2 令和 3 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 73 号)
- 第 2 3 令和 3 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(議案第 74 号)
- 第 2 4 令和 3 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 75 号)
- 第 2 5 令和 3 年度伊方町水道事業会計決算認定について
(議案第 76 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第70回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 本日ここに伊方町議会第70回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、先週金曜日に愛媛県から、2020年の国勢調査を基にした、2060年の県内の推計人口が公表をされました。その内容によると、県全体では、41.3%減少をし、約78万人、南予では65.2%減少をし、約8万人、伊方町におきましては、77.4%減少をし、2060年には1,898人と推計をされており、減少率は県内の市町の中で最も高く、この試算の数値を見て改めて人口減少の厳しさを痛感いたしましたところでございます。今後は、この減少幅を如何に小さくしていくかが町政の最重要課題であると深く再認識し、町として考え得る可能な限りの施策を展開をして行かなければならないと痛感したところでございます。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、この事を踏まえ、今後とも町勢発展のため格別のご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、「新型コロナウイルスの感染状況」につきましては、報道等でもご案内のとおり、現在、県内では、全国でも上位レベルの極めて深刻な感染状況であり、これを踏まえ、愛媛県では、「B A.5 医療危機宣言」を發出中で、予断を許さない状況となっております。

本町におきましても、県内の状況と同様にお盆明けから感染者が増加傾向となり、8月23日には、本町の1日の陽性者数としては過去最多の20人という報告がございました。町といたしましても、基本的な感染回避行動の徹底を呼びかけますとともに、愛媛県からの要請に基づき、教育関連施設の一部の利用に関して、宣言期間中の町外者の利用及び町内者の不要不急の利用の新規予約を停止するなどの対策を実施しているところでございます。町民の皆様には長期間に渡り大変なご不便をおかけしご協力をいただいているところではありますが、引き続き、感染拡大の防止に関しまして、一層のご協力をお願いをする次第でございます。

一方、ワクチン接種につきましても、今回の補正予算で、オミクロン株に対応するためのワクチン接種経費を計上いたしております。

また、7月から主に60歳以上の方を対象に実施をしております4回目の接種状況でございますが、9月5日現在での接種率は90.1%と県内でも2番目の高い接種率となっております。今後とも安心・安全に接種いただけますよう、引き続き全庁一丸となって取り組んでまいります。

次に、「賑わいの復活」を目指した夏のイベントの開催でございます。3年ぶりとなりました「きなはいや伊方まつり」、また、「瀬戸の花嫁祭り」から名称を変更し、内容をリニューアルした「瀬戸の夕風まつり」につきましては、来場者の検温・消毒を実施するなど、感染対策の徹底を行いながら開催することができ、無事終えることができました。「きなはいや伊方まつり」は2日間で約4,500人、「瀬戸の夕風まつり」も約1,500人のご来場をいただき、3年ぶりの開催に「賑わいの復活」を感じることができました。さらに民間におきましても、感染防止に務めながら各種イベント等を開催し、まちの「賑わいづくり」に寄与していただいているところでございました。この場をお借りしましてご尽力いただきました関係各位に厚く御礼を申し上げます。

次に、今定例会の補正予算で盛り込んでおります主な取り組みといたしまして、まず、1点目は、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格の高騰等による対策として、国の臨時交付金を活用し、町内での消費を喚起し、経済の活性化に資するためのプレミアム率100%の地域商品券事業をはじめ、原油価格高騰の影響を受けております町内の貨物自動車運送事業者等に対する支援や低迷する町内宿泊施設の利用促進を図るため、宿泊施設利用者に対し地域商品券を補助する事業、2点目は、町独自の取り組みとして、子育て支援施策を拡充するため、県内初となる、妊産婦の皆様に係る母子手帳発行時から出産1か月後までの医療費の助成事業やベビーカーの購入経費に対する補助事業、3点目は、「亀ヶ池」の水質改善に向けた取り組みとして、周辺環境等の状況を把握するとともに、具体的な改善対策について検討を進めるための予算等を計上いたしております。

次に、伊方発電所について申し上げます。伊方3号機は、本年1月に運転を再開し、営業運転を継続しているところでございます。

ご案内のとおり、先月1日には、使用済樹脂貯蔵タンクの増設計画に関して、四国電力が国に原子炉設置変更許可申請書を提出するとともに、町に対して、安全協定に基づく事前協議の申し入れがございました。

本件につきましては、先の原子力発電対策特別委員会において、四国電力から申請内容の説明がありました。今後、国による審査の状況を注視するとともに、議会の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件が3件
- ・条例制定に関する議案が6件
- ・令和3年度一般会計及び特別会計の決算の認定が11件
- ・令和4年度一般会計及び特別会計補正予算が6件
- ・工事請負契約の締結に関する議案が4件

- ・財産の取得に関する議案が1件
- ・その他の議案が2件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 末光勝幸議員、7番 清家慎太郎議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、10日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小泉和也） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（小泉和也） 日程第4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順に、高月芳人議員、加藤智明議員、木嶋英幸議員、田村義孝議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。

初めに、高月芳人議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） 質問いたします。まずは、今回、質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

さて、第2期高門町政も半ばということではあるかと思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中で、それぞれが引き起こす問題への対応で、行政運営も非常に難しい時期を迎えているのではないかと思います。

今まさに正念場でございますので、町長には、これまで以上にリーダーシップを発揮していただき、町民生活の安定のため、一層の頑張りを期待するところでございます。

それでは、早速、質問に移りたいと思います。

大綱1「物価高対策について」質問をいたします。コロナやウクライナ危機の影響で、原油や原材料の価格が高騰し、さらに円安が急速に進んだことで、現在我が国は、物価の上昇が止まらない状況にあります。

そうした背景の中、最近メディアでも度々取り上げられるように、食品や生活必需品をはじめとする幅広い品目で、大幅な値上げが相次いでおり、すでに町民の皆さんも、家計への打撃が大いに実感されているのではないのでしょうか。今後さらに物価高が継続するとの見通しがある中、日々不安が大きくなっているのではないかと心配しているところでございます。

また、家計の負担増もさることながら、我が町の産業に与える影響も深刻でございます。本町の主要産業の一つである柑橘農業を例に挙げたいと思いますが、JAの担当の方にお聞きしたところによりますと、JAが主要に取り扱っている、ある秋肥の今年の予約価格は、前年比の143.8%にまで値上がりし、マルチ被覆資材やモノラックレールなど、生産資材は軒並み高騰したとのことで、もちろん生産資材の高騰は、生産コストを大きく押し上げますので、農家所得の減少に直結することは言うまでもございません。近年、柑橘の販売価格は高止まりで推移しており、これ以上の値上げは買い控えを招きかねず、コスト高の販売価格への転嫁は難しいため、生産者は経営の先行きが見通せず、営農継続の意欲を失ってしまいかねないのが現状ではないのでしょうか。

こうした状況を受けて、国では、これまでの燃油・飼料の高騰に向けた対策に加えて、今般、肥料価格高騰対策を緊急に講じていただくことになり、本当にありがたく、素早い対応をしていただいております。本町としましても「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用

しながら、これまで様々な支援対策を講じてきたわけですが、物価高が進行・長期化することが懸念される中、町民生活、地域経済を支える地場産業両面において、さらにきめの細かい支援が求められているのではないかと思います。これまでの取り組みを紹介いただきながら、今後の対応についてどのように考えておられるか、町長のご所見をお伺いいたしたいと思います。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員の大綱1「物価高対策について」のご質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり諸課題が山積しておる中で、今が踏ん張り時という自覚の上で、精一杯頑張っ
てまいりたいと思います。

さて、わが国の経済政策を進める上で、非常に重要で、「経済の体温計」とも呼ばれる消費者物価の総合指数は、今年7月では、前年同月比2.6%上昇をいたしております。

その主な要因としては、ウクライナ情勢に伴う世界規模の不確実性の高まりや円安などにより、原油や原材料等の価格の高騰が挙げられますが、今後も、国際商品市況変動の影響を強く受ける、輸入や企業間での商品取引価格の高騰などにより、町民の皆様の生活や経済活動への影響は依然として続き、さらに拡大するものと認識をいたしております。

さて、ご質問の「物価高騰による町民生活、地域経済を支える地場産業両面における今後の対応について」でございますが、町は、これまで、令和2年度及び令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、総額15億8,678万6千円の事業により、生活支援、感染拡大防止及び消費喚起策にも取り組んでまいりました。

今年度におきましても、物価高騰による影響を緩和するための経済対策の一環といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用をして取り組む事業費を今回の補正予算で計上をしておりますが、その一端をご紹介しますと、まず1点目は、町内の消費活動の喚起のため、今年度も引き続き、プレミアム率100%、プレミアム金額1人当たり1万円の商品券を発行する地域商品券事業。

2点目は、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図るための保育所及び学校の給食費の食材上昇分の支援事業。

3点目は、伊方町を応援してくれる県外在住者に新鮮な水産物を発送することで、消費を刺激し、低迷した漁業経営の底上げと販路の新規開拓を図るための、ふるさと応援シーフードお届け事業。

4点目は、宿泊業等の利用促進を図るために、1人当たり、宿泊1回につき、3千円の地域商品券の支援事業。

5点目は、貨物自動車運送事業者等の負担軽減と事業継続のための支援事業などの経費を計上をいたしております。

一方、農業につきましては、これまでの町の支援として、農業生産資材の整備につきましては、国及び県の補助に町も独自に上乘せ補助を行っており、併せて、モノレールや灌水施設は7割、雨

よけハウスや動力車、台車等及び機械施設整備は3分の2の支援をはじめ、国や県の補助対象とならない機械、設備投資に対し、幅広い支援を行っているところでございます。

今般の国の肥料価格高騰対策事業では、今年の6月から来年の5月までに購入をした肥料を対象に、対前年度の肥料費上昇分の7割の支援がありますが、今後予定されております県の支援分を合わせますと8割の支援が見込まれておりますので、このような国及び県の動向を踏まえ、町としての支援について検討をしてみたいと考えております。

コロナ禍をはじめ、物価高騰など、先行きが不透明な状況ではありますが、町民の皆様の生活や経済活動への影響の最小化のために、農業はもちろん、あらゆる業種への影響を考慮しながら、きめ細やかな対応に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、高月議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。高月議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） はい、今ご答弁いただいたとおり、様々な幅広いご支援をいただいていると。いうところで、大変ありがたく思っております。これからこの状況が長引くと思っておりますので、今後とも、町民ですとか、事業者の皆さんの声をですね、しっかり聞いていただいて、適切な対応を今後よろしくお願ひしたいと思っております。これにいたしましても、資源乏しい、我が国でございますが、食料にしろ、エネルギーにしろ、資源の大半を海外に依存しているため、今回のような、有事や、不測の事態が生じたことによって、改めて、食料安全保障やエネルギー安全保障の減額者が、浮き彫りになったと言えます。

1番の対策は、いずれも、自給率を高めていくということだと思いますが、食料自給率の話は、この場で論ずるべき、レベルの話ではないかもしれませんが、エネルギーに関して、先般、岸田首相が原発の新增設、建て替えの検討を表明されたことから、エネルギー政策は、岐路に立たされている状況にあるのではないかと思います。

そういった中で、原発立地町の首長として、私も岸田首相の発言をどのように捉えられているか、お伺ひしたいと思っております。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） はい、高月議員の再質問について答弁をさせていただきます。

まず、前段の、各種団体のそれぞれの意見をよく聞いてというところでございますけれども、今年、一時コロナで中断をしておりました各種団体との懇談を大体月に1回、年に9回だったと思っておりますけれども、それぞれの団体からお聞きをするようにしております。

ぜひその中で、いろんな、町政に対するご提言をいただきたいというふうに思っておりますし、参考にしながら、また、議員の皆様方と相談をしながら、施策の推進に当たっていきたいというふうに思っております。

後段のエネルギーの関係でございますけれども、国の大きな方向を転換であるというふうに認識をいたしております。総理の発言を受けて、年内に取りまとめを行うというふうなこともお伺いしております。まず、その方向性を注視をしていきたいというふうに考えております。原発立地町であります、伊方町にとりまして、この、国の方向性は大きく影響をしていくわけでございます。

まず基本は、原子力発電所、発電に関しましては、安全、安心というものは伝えるべきであるわけでございます。

その中で、国のエネルギー施策に関する方向性をしっかりと見極めながら、伊方町としての発電所との町政の在り方というのを探ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） まず、前段の、各種団体との意見聴取ですか、これもう積極的に進めていただいて、小さな声も、耳を傾けていただけたらと思います。それと後段の原発についてなんですけれども、これ非常にデリケートな問題でございます。ただここに来て、エネルギー事情がひっ迫しておるという中で、原発、必要ではないのではないかというような声もちらほら出てる中で、もちろん安全が第一でございますけれども、これまで伊方町としましては、伊方方式を初めとして、そういった安全対策に万全を期して、これまで、原発とも付き合った歴史がございます。

カーボンニュートラルみたいな流れもありますけれども、そういった流れの中でやっぱ、今後、こういった立ち位置で、この話を進めていけばいいのか、また、やっぱ、立地町で、そういった意思表示というものをやっぱしていく必要もあると思いますので、しっかり国の動向も注視しながら、対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） はい、各種団体、それから町民のきめ細やかな意見聴取については、そのように、しっかりと努めてまいりたいというふうに思います。後段のエネルギーの関係でございますけれども伊方には、本当に、原子力発電に関しまして、先輩方の苦難の歴史があるわけでございます。

そういった、苦勞をされた、先輩方の思いというものも、しっかりと受け止めながら、国においては今エネルギー基本計画の中で、原子力発電の割合を20%程度ということをお伝えしております。そ

ういった中で、新型炉、あるいはリプレース、そういった方向性が、今、総理の口から出た段階でございまして、国の方針としてこれから取りまとめをするというふうに聞いております。

原子力発電所の立地町、全国の立地町の首長の会があるわけでございます。

その会議の中でも、そういったことについて、もっと国の中で、真剣に議論をするという要望も行っていただきます。

実は来週、その会が、東京で、このことについての会合を持つというふうな通知も受けております。そういったところも通じまして、伊方町の考え、立場、それから、原子力発電の今後の在り方に対する考えというものも、しっかりと発信をして、国にも届けてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、高月議員の大綱1を閉じます。高月議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） それでは、大綱2「スポーツ振興によるまちづくり」について質問をいたします。スポーツは、健康な身体と心を育むことに役立つことはもちろんですが、人々に夢や感動を与える素晴らしい文化の一つであり、住民や地域間の交流活性化が促進されるなど様々な波及効果が期待でき、明るく活力のあるまちづくりを進めるにあたって、大きな力になるものと認識しております。

ただ、最近私の息子たちがスポーツ少年団に入団してソフトボールを始めたことや、先般の伊方中学校野球部の快進撃で夢と感動をいただいたことがきっかけで、改めて本町におけるスポーツ環境について考えさせられることがあり、この際質問させていただくことといたしました。実は、このスポーツ振興というテーマにつきましては、平成29年の6月議会において、私が一般質問をしておりまして、その中で指導体制やスポーツ振興組織体制の問題について触れてございます。当時、教育長からは「協議を進めていく」と答弁をいただいておりますが、あれからまだ明確な進捗が見られないように思いましたので、おさらいの意味も含めましての質問になろうかと思いますが、ご了解をいただきたいと思っております。

私が特に気になっていることは、町内小学生のスポーツ環境についてです。まず一つ目は、団体競技のチーム編成が困難であるということです。原因は申し上げるまでもなく少子化でございますので、現在協議が進められております学校再編問題と併せて考えていく必要があるのではないかと思いますし、子どもたちが町外のクラブチームを選んで通っている状況もでございますので、近隣市町とも交えた広域での協力体制の構築についても考えていく必要があるのではないかと考えますが、まず一点、ご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

もう一つは、中学校の部活動とスポーツ少年団（地域クラブ）の指導体制についてです。学校体育、社会体育といった括りの違いで難しい面はあるかもしれませんが、いずれにしても子供たちには豊富な経験や知識を携えた指導者が必要でございます。

まず、中学校の部活動を見てみますと、もちろん自ら熱意をもって指導にあたっている教員もおられますが、一方で、教員にその競技経験がないこともよくある話で、その状況は教員にとっても生徒にとっても酷としか言いようがありません。また、土日は指導や練習試合、大会引率などで休みがつぶれかねず、長時間勤務を助長しており、さらに言えば、その時間外の勤務について正当な報酬が支払われておらず、教師の献身的な勤務に頼っているというのが現状ではないでしょうか。そのような過酷な実態を受けて、文科省は学校の働き方改革を背景に、教員の負担軽減のため、部活動の運営を地域に移行する議論が本格的に進められているようです。

一方、スポーツ少年団の指導体制については、社会体育ということもあり、基本的には地域の方々が子どもたちの心と身体の健全な育成のため、奉仕の精神で、無報酬にてその役割を担っていただいているのが現状でございます。

以上のように、部活動やスポーツ少年団は、教員や地域の方々の献身や奉仕の精神により支えられております。それはそれで本当にありがたく、頭の下がる思いではありますが、果たしてそれが持続可能で理想的な指導体制なのかと言われれば、私としては疑問に思ってしまうわけでございます。やはり限られた一部の方々に見返りもなく大きな負担をかけてしまっている現有体制では、健全性・持続性において限界があるのではないかと思います。

今後は、指導にあたっている方々の献身や奉仕の精神だけに頼るのではなく、負担いただいている時間や労力については、相応に手当などしていけるように、制度整備や予算措置、学校・地域・行政が連携した組織体制の構築が必要なのではないかと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 高月議員の大綱2「スポーツ振興によるまちづくりについて」のご質問にお答えいたします。

伊方町では、令和元年度に策定した伊方町スポーツ推進計画、また、伊方町教育基本方針などに基づき、町民の皆様の心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及を図り、幅広い世代の参加とスポーツを通しての町の活性化を推進しているところでございます。

議員紹介の本年度の中学校軟式野球部による四国大会や全国大会出場、卓球個人の全国中学校体育大会出場、陸上競技個人の四国大会出場、男子バレーボールの県大会出場など、各中学校共に部活動に好成績をおさめ、町に元気や感動を与えていただいております、大変喜ばしい状況があります。

ご質問の一点目ですが、町内団体スポーツ活動については、中学校部活動で現在3中学校主に8部活動、スポーツ少年団は2種目4団体が精力的に活動し、陸上競技1団体が本年度休部という現状であります。全国的な傾向ではありますが、少子化の問題があり、児童生徒にとって、多様なニーズに応えるには十分でない環境となっております。それに加え、希望するスポーツ活動を求めて

近隣市町のクラブチームや少年団活動に参加している児童生徒がいるのは議員ご指摘のとおりでございます。

現在、伊方町学校再編検討委員会では、中学校部活動の現状等も考慮し、生徒のよりよい部活動環境も含めて検討を進めているところであります。当面の間は、複数校による部活動の実施を考えております。また、内部協議の段階ではありますが、スポーツ少年団活動につきましても、それぞれの団体のお考えも伺い、より多様なスポーツ活動を子どもたちが体験できる少年団や、総合的なスポーツ少年団の育成に努めていきたいと考えております。

また、近隣市町を含めた広域での協力体制の構築についてですが、市町間の考え方の違いや各クラブ、少年団等がどこまでの協力体制を必要としているのかについても判断が難しいところがございます。ただ、部活動の土日地域移行等を考えた時、広域での協力体制について今後取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、伊方町の体育施設につきましては、ハード面はある程度整備されておりますので、有効に活用してまいります。

次に、ご質問の2点目ですが、令和4年6月にスポーツ庁より「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が、そして文化庁より令和4年8月に「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」が行われました。令和5年度からを移行期間とし、令和7年度末までに土日の部活動の地域移行を完了するという提言です。少子化に伴う多様なスポーツ・文化活動の機会の確保、教員の業務負担軽減、学校と地域のスポーツ・文化団体との連携・協働の推進を主な目的としております。これにつきましては、伊方町教育委員会として、関連情報や関係機関の情報収集、国の意向に関する実態把握、関係教員のアンケート等を行い、8月に第1回の部活動地域移行準備会、これを中学校校長、教育委員会関係者で実施したところです。ただ、愛媛県の方針や全国中学校体育連盟、各クラブ上位団体等の方向が未確定であり、今後も、検討・協議を重ねスムーズな地域移行に努めてまいります。

また、スポーツ少年団等への支援についてですが、現在、活動補助金の交付、県大会参加補助金と輸送バスの提供、県外大会への半額の補助等を行っております。指導者への支援についてでございますが、スポーツ庁による提言では、教師等の兼職兼業の検討があります。公務員の希望する方についての1つの対応であると考えております。また、これまでは、学校が行っていたため人件費や施設費を含まない部活費だけであったのが、移行すると、例えば多くの民間クラブでは人件費や施設料等を含む費用が必要であり、個人負担が増大しています。これらのことも含め、受益者負担の方向と保護者の負担軽減、指導者の確保や支援等を考えながら、関係団体等と丁寧な協議を進め、持続可能で、より児童生徒にとって望ましい支援・体制を立案し、順次着手していきたいと考えております。

以上、高月議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。高月議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） 答弁ありがとうございます。今ほどの答弁の中で、中学校については、スポーツ、動きもある中で、各関係団体との、・・・図りながら進めていくというようなことで、ご答弁いただきました。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

私、この問題についてのネックになると思いますがやっぱり、指導者の、が、今のところ無償でされているというところがずっと続くんじゃないかなというふうに思います。質問の中でも言いましたが、やっぱり一部の方が、・・・・・・に頼って、今のところきているというところなんですけども、そういった方々の中に、時間や労力を費やしている。

そういうところをやっぱり考えてあげないといけないんじゃないかなと思いますので、今後、その協議を進める中で、先ほど教師の兼職兼業みたいな話もございましたけれども、教師に限らずですね、何人かのそういったことが、出来ないか、行政でもそういったこと出来ないか。というところを幅広く見てですね、検討をいただきたいと思います。

また、民間のほうの運営に運営を移すということになると、個人の負担が増えているような話もございましたけども、これはそうなるのは分かるんですが、やっぱり町として、スポーツによりまちづくりというものを進めるのであればですね、やはりこれは子供たちの成長に大きな、助けになることで、やっぱそこには惜しみのない支援をいただきたいと思いますし、どのような、家庭環境の方でも、平等に参加できる環境づくりを今後進めていただきたいと思います。その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 高月議員の再質問についてですけれども、まず、指導者について、無償で頑張ってもらっているというところで、その辺の支援はどうするのかというご質問だったと思います。

これにつきまして、どういう支援ができるのか、そういう支援をしっかりとしないと、やはり指導者の確保という点でも、いろいろこう問題になってくると思いますので、その辺のところをしっかりと、検討さしていただいて、どういう形でできるかわかりませんが、今後、部活動の地域移行、そして、スポーツ少年団の総合化とか、活性化、そういうことについて、あわせて、検討さしていただきたいと思います。思っております。

それからもう1点、部活動でこれからのクラブチームであるとか、そういうふうなところに移管したときに、やはり平等に子供たちが参加できるのかというご質問があったかと思っております。

これについて、報道等でも非常に問題になっているところだろうと思います。

実際にやはり今までの部活動制度というのが非常にこう、学校の負担は多かったんですけども、ただ、みんなに平等に、そして、負担がほとんどなく、負担は保護者負担ですけど、そういうこと

で進められている、それが地域移行ということで行われる。これについて、様々な問題、経費の問題、そういうのも出てこようと思います。

教育委員会といたしましても、やはりその辺は、保護者の負担が増大して部活動に参加出来ない。子供たちがそういう環境になってしまうというのは、絶対避けなければならないと考えております。そういうところで、しっかり検討して、しっかり支援のできることをやってまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） 前向きな答弁をいただいたというふうに思います。やっぱり子供のことで、やっぱり子供ファーストということで、ここに重点おいてですね、進めていただきたいと思えますし、やっぱり・・・ところも、これから問題となってきますんで、しっかりとこの議論を進めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の大綱2、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 本当に伊方町、子ども少なく、そして子供が本当に宝物というところで、やはり部活であるとか、小学校の多様な小学生の多様なスポーツ活動への参加とか、そういうところはしっかり保障していきたいと思っております。

今後、しっかり協議、そして、しっかり支援していきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 以上で、高月議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤議員一般質問大綱1をお願いします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問してまいりたいと思えます。最近私の周りでもマイク放送が聞こえていない。会話が通じにくい。会話の内容が間違っって把握してしまうといった方が増えていると感じていましたので、今回は、聴覚障害者に対する支援と対策についてお尋ねしたいと思えます。

理事者の皆様には、町民の方たちにも理解しやすい答弁をお願い出来たらと思えます。

聴覚障がい者には生まれつきの方、事故や病気でなられた方、そして加齢等による原因など様々な理由で聴覚障がいを持たれるようです。

若い方は手話やタブレットを使って周りとのコミュニケーションを取ることが可能ですが歳をとってから聴覚障がいになられた方はなかなか手話やタブレットといった操作方法を覚えるのは難

しいのではないかと思います。

そういった高齢になられてから聴覚障がいを持たれる方に対して特に社会全体で積極的にサポートする必要があると思っております。

最初に言いましたが、私の周りでもマイク放送が聞こえないと言われる方も少なくありません、救急や災害時にマイク放送や電話が聞こえない事で、万が一の場合に生命の危険性を危惧するところでもあります。

また、普段の生活の中で会話が成り立たないことから人の輪の中に入らない、人の輪を避ける方もいるようです。

そう言った理由で、孤立してしまうことは心身共に良くないと憂慮しております。

最も身近な対策としては、補聴器等の補助具の活用だと思っておりますが、装着率が低いの中には、いくつかの理由があるようです。まず、買って見たが雑音等が多く合わなかったので付けるのをやめた方や耳鼻科等への移動および専門医との会話が煩わしいと感じられる方、今はコロナに感染する恐れもあるので病院等に行けないと言われた方もおります。そして、最後に補聴器の価格によるものです、高いものによると 30 万程する補聴器もあると聞いて驚きました。年金暮らしの高齢者の方達には購入の足かせになっているのではないのでしょうか。

そう言った理由で人の輪に入っていけない方を少しでも減らし、老後も楽しく伊方町でいつまでも暮らせていけるような支援が必要だと感じております。

先にも述べましたが、病院に行きたい方や補聴器の購入に悩まれている方は多いのではないかと思います。

そこで、定期的に専門医等を伊方町に出張していただき、悩みを相談できる環境を作ってはいかがでしょうか。

また、住民税、自動車税、贈与税等の税金の減免、補聴器等の補助具費支給制度、有料道路通行料の割引、NHK放送受信料の割引、公共施設等の入館料等の割引、障害者手帳を持たれている方に対し様々な支援制度があるようですが、今述べた支援制度のうち伊方町で該当する補助又は支援等があるのか、障害者手帳を持たれている全ての方が該当するのかも合わせてお尋ねいたします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱1「聴覚障がい者に対する支援と対策について」のご質問にお答えをいたします。

聴覚障がい者につきましては、身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が身体障害者手帳を交付しており、手帳の交付により、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや、公共交通機関の運賃割引、税の減免などの制度適用を受けることが可能となります。

災害時につきましては、平成30年7月の西日本豪雨災害を教訓に、県が「障がい者災害対応のてびき」を作成をし、ご自身やご家族に自然災害や南海トラフ地震への必要な備えを整えていただくために、町の窓口でも配布をしているところがございます。

また、防災行政無線放送につきましては、緊急時・平常時を問わず、CATVでの文字放送を活用をした周知についても、取り組んでまいりたいと考えております。

まず、ご質問1点目の、「定期的に専門医等が伊方町に出張をしていただき、悩みを相談できる環境を作ってはどうか」につきましては、議員ご承知のとおり、現在全国的にも医師が不足している状況にあり、聴覚だけでなく様々な悩みを持っておられる方がおられますので、専門医の出張、これは非常に難しく、まずは、かかりつけ医に相談をしていただき、病気や症状、治療法についての確な診断、アドバイスを受け、必要に応じて適切な医療機関の紹介を受けていただきたいと思います。町として何ができるのか、今後の課題として捉えてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、「住民税等の免除、割引等、伊方町で該当する補助又は支援等があるのか」につきましては、所得税、住民税、自動車税、相続税等の税金の免除、補聴器等の補装具費支給などを行う自立支援給付事業、有料道路通行料金割引、NHK放送受信料の免除、公共施設等の入館料等の割引等、伊方町におきましても、他の自治体と同様に様々な支援を受けることができます。また、町独自で、障がい者の福祉の増進に寄与することを目的に、障害者手帳の程度に応じまして年間1万円から1万5千円を支給いたしております。

次に、3点目の、「障害者手帳を持たれているすべての方が該当するのか」につきましては、障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類の手帳を総称した一般的な呼称でございます。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも、障害者総合支援法の対象となり、全ての方が対象となりますが、その内容につきましては、障害者手帳の程度に応じて定められているところでございます。

今後とも、障がい者を取り巻く環境や、障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化などを踏まえ、病気や障がいの有無にかかわらず、全ての町民の皆さんが、安心して地域で暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 丁寧な答弁ありがとうございました。医師不足、確かに十分承知しておるんですが、理想は、専門員、出張していただいて見てもらうのが一番いいんですが、そうでなくて、補聴器の専門家であったりとか、専門店の方でも、まずはいいのではないかと、町ができる範囲で、環境づくりをしていただけたら、いかがと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

そしてですね、補聴器等の補装具費支給についてですが、先ほども言いましたが補聴器、によっては価格の幅がすごくあるんですけれども、どの程度までは、町が助成というか補助してるのかも伺いたします。

そして、最後にですが、障害者手帳を持たれている方、全て該当するという答弁でしたが、難聴者の方が、なかなか自分から自分は障害者だ、そういった申請をやっぱするのには抵抗あるんじゃないかと思うんですけれども、この申請の手続にはどういった手順をしているのか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） はい、私からは、1点目の、町ができる対応ということについて答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、医師の派遣というのは非常に難しいだろうというふうに思います。そういった中で先ほども答弁に申しましたように、町としてどういったことが対応ができるのか、民間の補聴器の・・・、企業の方は、もう既に町内に来られて、営業活動をしておられるやり、お伺いしております。

そういったことも含めて、町としての対応の在り方というのは、今後の課題として検討させていただきたいというふうに思います。2点目、3点目は、担当課長から答弁をさせていただきます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） はい、2点目の補聴器の補助の件でございますが、自己負担額は、原則、手帳を持たれている方でございますが、基準額の1割負担となっておりますので、その程度によって、これも基準額は定められておりますので、ご理解をしていただけたらと思います。

3番目の申請の手続についてでございますが、申請書につきましては、県のホームページ、町の窓口にも備付けておりますので、申請書に、診断書、医師の意見書、写真等を添えて町の保健福祉課、または支所の方へ提出していただきましたら、町から県のほうへ進達をさせていただきます。県は、申請書について審査を行い、交付と認められれば、町へ手帳の送付を行い町のほうから本人へ手帳を交付するという流れになっておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 補聴器の補装具費、補助ですけど1割との答弁でしたが、やはり1割でなかなか、高額な補聴器、購入には難しいではないかと思うんですけれども、もう少し、割合を増やしていただいて購入しやすい、環境づくり、行政の対応をしていただけたらと思います。

そして、手帳、障害者申請ですけども、これもやっぱり担当医、病院に行って話を聞いて、町に申請っていうのをしなければいけない、凄く煩わしい、凄く手間がかかるようなので、もう少し簡単に、何か、手続が出来ないか、そういった方法も、ぜひ、検討していただけたらと思います。で、やはり音が聞こえない、情報が入らないということは、すごく不便だし、町民の方にとっては、不利益なことだと感じております。

ですが、先ほど最初の答弁でもありましたけど、八西CATVの文字放送といった活用をですね、今伊方町、健康長寿実現のための先進事例、創出に向けた、各種取組をスカラと連携協定して、誰1人取り残さないデジタル社会の、実現に向けて協議されているようですが、その中で顔認証とか、健康管理による支援等の話はよく聞いておるんですけども、その中で、音の見える化っていうものも、加えていただいてですね、今現在困っている問題に対して、取り組んでいただけたらなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） はい、先ほども答弁で申しましたように、八西CATVのチャンネルで、Dボタンを押していただくと文字放送が出ます。その中で伊方町からのお知らせということで、今は大まかな、お知らせしかやってなかったんですけれども、毎日のマイク放送、防災行政無線の放送等もそのお知らせの中に入れて、聴覚障害の方に、文字でお伝えできるようにということで、担当課には指示をしておりますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに思っております。その上で、様々な、一基、を使って、障がいを持たれている方に対してどのようなことが、町としてできるのかっていうことは、常に考えてまいりたいというふうに思います。

昨日のNHKの番組だったと思いますけれども、駅のホームで、音の見える化っていうのを、確か上野駅だったと思うんですけども、試験的に、行っているというふうな番組を見させていただきました。技術は日々進歩をしておりますので、それに見ますとしても、しっかりと、情報を収集しながら対応してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） はい、補助金につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、1割負担となっておりますが、町長答弁しましたように、町独自で障害者の福祉の増進に寄与することを目的として、福祉給付金も支給しておりますので、そこらも、利用していただきますようよろしくお願いいたします。それと申請につきましては窓口のほうで相談していただきましたら、でき

る範囲で、お答えいたしますし相談にも乗りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は、11時20分から

休憩 11時10分

再開 11時20分

○議長（小泉和也） 再開いたします。加藤議員の一般質問は終わりましたが、理事者側から補足説明があるようなので、補足説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 先ほどの答弁で、補聴器の補助の件でございますが、基準額の9割を補助し、自己負担額、1割でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） 続いて、木嶋英幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） それでは、議長の許可をいただきましたので、只今より一般質問を行います。まず最初に、ウクライナ戦争による物価高、先の見えないコロナ、天候不順、世界中を震撼させることばかり。

その上、日本国内では、国葬問題で揺れる動き、いい話がなかなか聞けない状況ですが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回は、大綱として、「亀ヶ池温泉復興と周辺整備について」お尋ねします。復興に向けて着々と進んでおられると思われませんが、温泉復興の進捗状況と周辺整備についてお尋ねします。近年特に感じるのが、池の水が異常に汚れているように見えるのですが、私だけでしょうか。定期的に水質検査や環境調査は、行っていますか。もし危険な状態であれば早急に対策を練らないと死の池になりかねません。周辺住民との融和もはかり、池と共に来場者に親しんでいただける場所を造らないといけないと思われま。綺麗な池があつてこそ温泉も相乗効果が生まれるのではないのでしょうか。キャンプ場の整備も考えているようですので、なおさらだと思われまが、いかがでしょうか。私が学生の頃まではボラが飛び跳ねたりワカサギが獲れたりした自然豊かな池だった記憶があります。大きなプロジェクトになると思われまが、周りに釣り堀ができ、キャンプ場の整備と共に温泉を核にしたユートピアができたらいなと思つております。同じ場所で海水魚・淡水魚が釣れるだけでも話題性があり、湯治場として温泉があり、キャンプもできる集合体があれば全国いやひょっとしたら世界中から注目されるそんな夢を見ております。ホテルとまでは言わなくても

宿泊施設が出来る事によって地域の雇用が生まれたり、経済効果も見込めるのではないのでしょうか。長期構想になりますが実現可能な所もたくさんあるはずです。計画的に1つずつクリアしていけば全くの夢ではないと思われませんが町長の思いをお聞かせてください。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「亀ヶ池温泉復興と周辺整備について」のご質問にお答えをいたします。

亀ヶ池温泉につきましては、昨年8月に焼失して以降、町内外からの早期再建を望む声や、今なお、寄せられている多くのご寄附にもお応えするために、本年4月から仮営業を行っており、現在は、来年夏頃の本格オープンに向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

まず、ご質問1点目の、「亀ヶ池の水質検査や環境調査」につきましては、平成30年度から令和2年度までの間、愛媛大学社会共創学部環境デザイン学科との合同事業により、亀ヶ池環境調査を実施いたしており、「環境改善を実行する段階で、地域住民との協議が必要であること」や「環境を改善するために海水と湖水の交換を促進する水門管理方法のモニタリング等を引き続き行うこと」などの意見をいただいております。

亀ヶ池につきましては、大字二見6地区の所有であります。近年、亀ヶ池の水質が悪化してきており、町民からも、最近亀ヶ池が汚れており、嫌な臭いも発生する旨の苦情があり、今年6月に、亀ヶ池の生活環境基準7項目について3地点3層の水質検査を実施いたしました。

その結果、7項目中6項目について基準外と判定をされ、有害物質は含まれてはいないものの日常生活において、不快感を生じさせる恐れがあるとの報告を受けております。

亀ヶ池の水質改善については、地元の理解を得ながら前向きに取り組むために、専門業者に水質環境改善対策の検討を委託いたしたいと考えており、この委託料につきましては、本定例会の補正予算に計上をしております。

次に、2点目の「亀ヶ池温泉復興の進捗状況と周辺整備」でございますが、亀ヶ池温泉の再建につきましては、建築工事、設備工事について、今月9月5日に入札公告を行い、早期の工事着手に向けて取り組んでいるところであり、運営につきましては、指定管理料0円を目指して、しっかりとした体制の整備を進めているところでございます。

周辺整備につきましては、温泉の駐車場内にRVパークの併設を検討いたしており、キャンピングカーでの宿泊を可能にすることで、宿泊客の一層の増加を図りたいと考えております。

また、隣接の亀ヶ池農村公園につきましては、温泉からの動線を確保し、温泉に設置する屋外キッチンを、公園のキャンプ場利用客が釣った魚を捌いたり、イベントで活用することも可能にしております。温泉との相乗効果により、キャンプ場の付加価値を高めることといたしております。

さらに、亀ヶ池についても、水質改善には、いくつものハードルがあると思いますが、水質を改善することができたら、議員ご紹介のように、魚を釣ることも夢ではなく、亀ヶ池を活用した

水上アクティビティーを楽しむこともできるようになる可能性があると思っております。

これらに加えまして、旧二見小学校跡地や、そこに町が整備をしております短期宿泊施設の亀ヶ池物語、その向こうに広がる宇和海などの地域資源を一体的に活用をして、滞在型観光地づくりに努め、亀ヶ池温泉一帯の活性化を図っていききたいとの思いを持っております。

また、この亀ヶ池温泉エリアをはじめ、佐田岬はなはな、瀬戸頂上ラインエリア、現在整備中の地域博物館、きらら館などを線で結び、更には面的な広がりのある周遊・滞在型観光を推進することにより、町全体の観光振興を図り、観光客や宿泊客の一層の増加、地域の雇用創出に努め、地域経済の活性化に結び付けてまいりたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。前向きなご答弁ありがとうございました。水質改善と周辺整備は切り離せない問題だと思っております。

町はどう利活用したいかを検討し、住民との話し合いを密にしながら、目標設定を早く立てるべきと思っております。現時点でどうしたいと考えていることがあれば、教えていただきたい。

先ほどのご答弁にもありましたように、町内の拠点を、点から線、面にして、温泉を核にした観光周遊コースが出来たらいいなと私も思っております。

それでこの場ではなかったのですが、以前キャンプ場について、お試し期間が無料という、期間が1年は長くないですかとお尋ねしたことが、あるように思いますが、1年にした理由と、今後どう考えているのかについてもお尋ねします。

現在、受付の窓口はどこがやり、その事務費用はどのように捻出しているのかもお尋ねします。無料ということもあるのか、かなりいい反響があると聞いております。

維持管理をしていくためには、費用も必ずいると思われれます。

貸出料などの契約事を早く整え、経済効果の一助にはいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 亀ヶ池を中心とした町内の活性化につきましては先ほど答弁したとおり、様々な施設を結んで、町内全体の活性化に結びつけていけるような、そんな亀ヶ池温泉、それから周辺の整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、キャンプ場のお試し期間を1年にした、理由というのは、私も定かではございませんけれども管理が、これは、料金を取るとなれば、管理者を置いて、管理しなければならないそのよう

な体制が取れなかったという意味において、お試し期間を、取りあえず1年ということにしているんだらうというふうに思っております。

その間の、一応、誰が来られるかっていう、状況の把握だけはしておかなければなりませんので、その点については、地域おこし協力隊のメンバーが、受付業務を行っていただいているというところであるわけでございます。

今後、有料にするか、それとも、キャンプ場の利用は無料のままにするかっていうのは、今後の検討課題であるわけでございますけれども、もし有料にするとすれば、その管理体制をどうするのか。あるいは事務経費をどうするのか、そういったところも総合的に含めて、検討していかなければならないというふうに思っています。以上でございます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今ほどの答弁にありましたように、確かに、多少なりの期間がいるかもしれませんが、協力隊のメンバーさんに、今、そのお手伝いをさせていただいていくというような答弁がありましたけど、これ1年になると、その方も大変な労力だと思います。

もっと日々刻々変わるような、今の情勢ですので、こういうことも、町として、早く、動きをとっていただきたいなと思います。ちょっと僕我感觉からしたら1年は少し長いような気がするんで、そこらも考慮していただいたらと思います。

で、温泉が正式に再稼働しても、現在の指定管理者、クリエイト伊方様に、期間中これらの諸々もお願いするのではないかなと思っておりますけど、期間中に、新たに発生するキャンプ場の管理などはどうされる予定かもお聞かせください。管理費用なども含めて、どのように考えているのか。お願いします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） キャプ場の管理そのものに関してはまだ今後の検討課題というふうに認識をしております。まず、亀ヶ池温泉全体の管理を指定管理者のクリエイト伊方を通じて、どのようにするかというところから専決問題でございまして、その中で、亀ヶ池温泉それから、周辺の施設の管理、亀ヶ池は今は町が直接、亀ヶ池物語は、町が直接管理しておりますけれども、その辺をどうするのかというところは、今後、詰めていかなければならない課題というふうに考えております。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、議長から許可をいただきましたので、一般質問通告に従い、質問をさせていただきます。

大綱1「独居老人の見守りについて」伊方町は県下の自治体でも皆様ご存じのとおり2番目の高齢化率の高い町となっております。最近、集落を回っておりますと、介護施設へ行かれたとか、病院へ入院したとか、お亡くなりになられたという話をよく耳にするようになりました。介護施設へ行かれるのは住み慣れた家や地域を離れて行かれるので寂しいことではありますが、見守りという観点では独居の方などは家族も本人も安心感が増すことと思います。私が今回、質問いたしますのは特に独居の方の見守りについてです。例えば、戸締りに行かれたまま、玄関先で倒れていてご本人が施錠をしているため外からは開けることができず、独居のため発見が遅れて、治療が遅れたため後遺障害が残ったとケースや発見した時には亡くなられていたというケースがあります。集落の中ではそのようなことが起こると、離れて暮らす家族はもちろんですが、住民もつらい気持ちになります。コロナウイルスの感染拡大により、ここ何年も地域の行事や集まりも減り、人と接する機会も少なくなっていると危惧いたしております。現在も配食サービスや民生委員さんによる見守りは行われていると思いますし、そういう方々のサポートは本当にありがたい尊いものだと思いますが時代に合致した、もう少し手厚い見守りはできないものでしょうか。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。現在、伊方町では高齢者、独居の方の見守りをどのようにされているのかお尋ねをいたします。またあわせてコロナ禍で人との接点が減った中、従来よりも特に気をつけて行っていることがあるのかあわせてお尋ねします。

次に、以前は社会福祉協議会さんの方で、何かあった場合には身に着けているブザーを押せば、事前に登録されている集落内の住民の方が駆け付けるといった仕組みがあったように思います。今は既存のブザーをお持ちの方のみのご利用で新規の扱いは廃止となったようにお聞きをいたしました。なぜ廃止になったのでしょうか、またこの制度を復活させることはできないかお尋ねをいたします。

最後に、最近ではポットを使うと使用状況がメールに届くとか、電球のON、OFFをメールで知らせてくれる手軽なものから、費用は掛かりますがいざというときに駆けつけてくれるセキュリティ会社のサービスもあり、多種多様なサービスが提供されております。見守りサービスは、高齢者が安心して暮らせるように利用するものであると同時に、見守る側が安心を得るためのものでもあると考えます。そして、それぞれが希望通りの生活を続けられるという、満足感を得られるものでもあります。自助、共助、公助とはよく言いますが、自助は言うまでもなく共助も全体の高齢化により助ける側の負担も増しているように思います。このような状況から、民間のこのようなITを使った便利な道具を導入しやすくするために補助制度を新たに創設するお考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1「独居老人の見守りについて」のご質問にお答えをいたします。

議員ご紹介のとおり、令和4年度の伊方町の高齢化率は、48.3%で、県全体の33.3%を大きく上回り、県内20市町で2番目に高くなっており、高齢化・過疎化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域に安心して暮らせる環境づくりが求められております。

ご質問1点目の、「現在、伊方町では、高齢者、独居の方の見守りをどのようにされているのか」「コロナ禍で人との接点が減った中、従来よりも気をつけて行っていることがあるのか」につきましては、町では、在宅において1人で暮らす高齢者が、安心して暮らせることができるように、地域住民が一体となって独居高齢者を見守る体制を形成し、ニーズの発見からサービスの提供へと結びつけることにより、高齢者福祉の向上を図ることを目的に、各地区の民生委員の皆様が高齢者見守り推進員になっていただき、見守り体制を構築し、独居高齢者の見守りを実施しているところでございます。

その内容といたしましては、週に1回程度の訪問による、生活状況の把握や近隣の方との連絡調整をはじめ、普段と変わった様子がある場合の福祉サービス等に関する相談内容等の各支所又は保健福祉課への連絡をお願いするとともに、夜間に明かりがついているか。新聞等がたまっていないか。洗濯物が出し入れされているか。などの視点から、細やかな確認もお願いしているところでございます。

なお、コロナ禍における実施については、感染対策を強めて、外観からの目視をお願いし、気になる方については、短時間での玄関先における確認をお願いをしているところでございます。

あわせて、民間と連携した高齢者見守りネットワーク協定事業として、伊予銀行、西宇和農業協同組合、生活協同組合コープえひめ、株式会社フジ、愛媛信用金庫、愛媛銀行の6協力事業所におきましても、通常の業務の中で、先ほどのような普段と変わった様子がないか見守りを行っていただき、変わった様子があれば行政への情報提供をお願いをいたしております。

また、高齢者配食サービス、給食サービス事業により、当該利用者の安否確認や相談助言を行い、関係機関への情報提供にも努めております。

さらに、地域包括支援センターにおきましては、ご家族や地域住民、関係者からの相談を受けて、地域から孤立されていたり、様々な理由で必要な支援を受けることが困難な方に対して、地域の方や関係者と連携して見守りを行っております。

次に、2点目の、「以前、社会福祉協議会で行っていたブザーを押せば、事前に登録されている集落内の住民が駆け付ける制度」につきましては、緊急通報用電話機等貸与事業として、緊急時の不安解消とより迅速に通報できるよう、希望するひとり暮らしの高齢者を対象に、社会福祉協議会が無償で電話機を貸与しているもので、現在、伊方地域8名、瀬戸地域5名、三崎地域9名、合計22名の方が利用されております。

緊急通報用電話機貸与事業は、事前に緊急通報先として1名以上、3名までを本人の承諾を得た

うえで登録をし、緊急時には登録された方が対応するものであります。

緊急通報用電話機は、機械まで行かないと通報ができない、付属のペンダントは本体から一定の距離までしか使用できない等の不便さも指摘をされ、近年の携帯電話の普及による利用者の減少等もあって、議員ご紹介のとおり、昨年12月末に新規の貸与を中止をさせていただき、現在、よりよい対策の実施に向けて検討を進めているところでございます。

具体的には、他の自治体が導入をしております民間警備会社と契約を結び、24時間、365日利用者の自宅にかけつける緊急通報システムの導入について、契約内容、費用対効果等を検討をいたしており、協議が整い次第、できる限り早期に導入をいたしたいと考えております。

次に、3点目の、「民間のITを使った見守りサービスの導入による補助制度」につきましては、議員ご紹介の、ポットの使用状況、電球の点灯状況等をメールで通知されるものや、緊急通報装置により警備員がかけつけるサービスなど様々な見守りサービスがあることは承知をいたしております。このようなITを活用した見守り対策につきましては、これからますます技術開発が進んでいくものと思われますので、ご紹介をいただきました事例も含め、先ほどの民間警備会社などの事業者からの情報提供や、他の自治体での導入状況なども参考にするとともに、本年8月に、町民誰もが幸せを感じるデジタルライフの実現に向けて設置をいたしました「伊方町デジタル推進会議」におきましても検討するなど、ITやデジタルの活用による利便性や費用対効果などを考慮し、今後の見守り対策の向上に生かせるように取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、高齢者、ご家族の方、全ての町民の皆さんが、安心をして地域で暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。

田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 今ほどご答弁にありましたように、ブザーにかわって、ITやデジタル活用による見守りの強化を検討中ということで、大変安心をいたしました。

機器の導入だけに頼るのではなく、やはり、ここに、先ほど答弁されたように、素晴らしい内容で書かれていると思うのですが、特に昔のように冠婚葬祭を地元で行っていたときと比べますと、やはりどんどんこう、人間関係も希薄になっている中で、またコロナ禍による、イベント等、地域行事等の減少もありまして、なかなか、その住民が一体となって見守るという体制は、難しいのではないかというふうに思うところではあります。すいません、私が、当初質問したところでちょっとわかりにくかったところがあったのですが、コロナ禍においてのところなんです。通常よりも、見守りという観点で、その接点が少なくなっている中、強化アップをしていただいで、十分にそういう見守りサービスを行っていただいているのかということについて、お伺いしたいのと、もう1点は、当初質問しましたように、お亡くなりになられたケースとかも、数例ではあります。ある

わけですが、そのような状況が起きたときに、この町長答弁いただいたように、地域住民が一体となって見守りを取り組むという観点で、地域住民を巻き込んで、どのような対処を講じたのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 地域住民の結びつきの希薄化というのは、都会に限らず、この伊方町においても、進んでるのが現状だろうというふうに思います。

意識の希薄化もありまして物理的に、やはり人口が減ってきている、空き家が増えている、そういったことで隣近所、空き家だらけになっているというところで、目の届きにくい、状況になっているというのは否めないところだろうというふうに思います。

そういった現状を鑑みまして、地域のグループホーム化、ずっと言ってますけれども、集会所を中心として、もう1回、地域の結びつけを、求めていこうという、その思いの一つが、集会所を中心とした地域のグループホーム化であろうというふうに考えております。

少しずつではありますが、そういったことを通じて、隣近所、地域内が、みんなが目の届くそんな地域にしていきたいというふうに思いますし、それを補助する手段として、ITの活用というのは、これは積極的に推進をしまいたいというふうに思っております。

見守りサービスの現状につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。以上です。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） はい、コロナ禍による見守りについてでございますが、町長答弁したとおり、通常の業務に合わせてですね、地域の行事等、減った中で、外出等をされる方は少なくなっておりますので、ふだんと変わった様子はないか。先ほど、言いましたように洗濯物の出し入れ新聞がたまっていないか、夜間の明かりがついていないか等々、気を付けていただき、民生委員さん等にもそこら辺を重点的に見守っていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 先ほども申しましたが、町長の答弁にもありましたように、機器の導入というのは補助的な利用ということで、やはり、住民同士の、近隣のやっぱり助け合いの精神、よくキーワードとして、おっしゃられているのは、その合力ということだと思います。

そういうところが、さらに、強化され、コミュニティーが新しく出来たり、またもっと強化されるように、引き続き、お願いをいたしたいと思っております。

その合力を強化するということについて、何か、考えていることがあれば、お伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 合力という言葉は、この三崎半島特有の、私は非常に素晴らしい言葉だというふうに思っております。地域の行事等が、だんだんこう、コロナですたれていく中で、何とか一地域に結びつけをこれは、行政が主体となる部分というのはもう限られているんだろうというふうに思いますが、いいチャレなんかを利用していただいて、地域で何とか盛り上げていこうという方には、昨年から、行政の応援をしたいというふうに思いますし、何らかのきっかけというのは行政のほうも考えられるだろうというふうに思いますので、先ほど申しました、地域のグループホーム化もそうでありまして、いろんな投げかけ、提案をさせていただきたいなというふうに思います。

さらに高齢者の方の、例えば、カラオケを通じて、健康増進を図るでありますとかそういったことも、いろいろと検討しておりますので、招集挨拶に申しましたように、今後、非常に人口減少が進んでいく中で、地域の在り方、人口減少対策というのは、最優先課題として、取り組んでいきたい、その中で、できることは全てやっていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆さん方、あるいは町民の皆さん方からのご提案をぜひお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、13時からです。

休憩 11時59分

再開 13時00分

報告第5号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第5号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第5号 町長の専決処分事項報告について、ご報告いたします。

本件につきましては、車両損傷事故に関し、和解及び損害賠償の必要が生じ、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人で、和解の要旨は、令和4年5月18日午前11時40分頃、伊方町正野の町道ミノコシ正野谷線において、地域環境対策作業員が路肩の草刈り作

業中に小石をはね、走行中の車両に損害を与えましたので、その費用に関する和解と損害賠償を行ったものでございます。

和解した損害賠償の額は32万732円であります。

以上、報告するものです。

なお、こうした事故が起こらないよう、作業員に対し、嚴重注意を行い、安全作業の励行を徹底しているところをごさいますて、今後も重ねて注意喚起に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 今までもこういうことは多々あるんじゃないけど、まず、作業の今やっていたら、本当に几帳面に、指示のとおり丁寧にやっていたらと私は思っています。

たまたま、こういうこと出たんだろうけど、休業補償を今まで、何かしてるんですか。

ちょっと休業補償見落とししておったんですけど、どんな計算でなくて、単価になのかちょっと内容をちょっとお聞きしたいんですが。

○三崎支所長補佐（清家茂洋） 議長

○議長（小泉和也） 三崎支所長

○三崎支所長補佐（清家茂洋） はい、休業補償の金額の計算でございますけれども、この方につきましては自営業の方で、年間の収入、に対して、就業日数を割った日額を計算しまして、そこで、・・にいただいた日数を掛けた金額とさせていただきます。以上です。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 自営業で、そして、休業する、その車がなければ、通勤が出来ない、それで休業なのか。それとも、何か、・・的におかしくなったのか。あるいは普通の修理に出すんだったら、台車がだいたいどこでもらえる。

と僕は感じるんですけど、あえて休業補償をしなければならない状況っていうのはあんまり考えにくいんですけど、どういう状況で休業補償、仕事を休まないといけない状況なのかお聞きします。

○三崎支所長補佐（清家茂洋） 議長

○議長（小泉和也） 三崎支所

○三崎支所長補佐（清家茂洋） この方正野の方で車が八幡浜のディーラーでして、そこまで、車に乗って行って、台車を持って帰ってということでその日数ですね。分を休業補償とさせていただきます。以上です。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） もう別に細かいことを聞くつもりはないですけど、損害賠償の額、その中で、結局損傷した車両に対して分にくら、休業補償がいくらというのは、ディーラーが持って行く1日だけですよ。年間の仕事量と割ってどうのこうのということにはならないです。32万732円、ちょっとお願いします。

○三崎支所長補佐（清家茂洋） 議長

○議長（小泉和也） 三崎支所長

○三崎支所長補佐（清家茂洋） 内訳ですけども、車の修理代が19万4,112円となっております。修理期間中の代車代が11万円となっております。それと、休業補償が1万6,620円となっております。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）ないようですので、以上で、報告第5号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

報告第6号

○議長（小泉和也） 日程第6「令和3年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第6号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第6号 令和3年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、先の議員全員協議会でご説明いたしましたとおりでありますので、簡単にご説明させていただきます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため、数字に表れません。

実質公債費比率は、5.4%、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字に表れません。

いずれも、早期健全化基準を下回っております。

次に、公営企業会計における資金不足比率の状況でございますが、全ての公営企業会計において資金不足が生じていないため、数字に表れません。

いずれも、経営健全化基準を下回っております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「令和3年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

報告第7号

○議長（小泉和也） 日程第7「令和3年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第7号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 報告第7号 令和3年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明をさせていただきます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、公表することとなっており、令和3年度の実施事業について、点検・評価をまとめたものです。

伊方町総合計画においては、本町の目指す将来像「輝く人々・豊かな自然・よろこびの風薫るまち伊方」を実現するため、教育・スポーツ・文化面でのまちづくりの基本目標をふるさと愛いっばいの人材(人財)が育つまちづくりと定めており、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、学校、家庭、地域の連携、協働を図りながら、コロナ禍の中、学校教育・社会教育や文化活動等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進してまいりました。

個々の事業につきましては、12頁から18頁にかけて、4段階に分けて評価いたしておりますので、お目通しいただきたいと思ひます。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと思ひます。

以上で、令和3年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 大変欠席多いもんなんで、申し訳ないんですが、これ年間通して、・・・ここで報告するのがいいんですが、これ何か、協議会で、そういうところで時間をかけて、・・・や

り取りをする、そういう機会を年間で、こういう報告する場所、これ・・・ここで報告事項が意見は
いらないうらなうけ、その点だけ。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 失礼いたします。本報告書につきましては、先ほどご説明が
ありましたように、法律に基づいて、評価を行い、議会に提出をいたしましたものでございます。

この評価に当たりましては、外部の評価委員による評価、それから、行いまして、自己評価それか
ら、学識者評価ということでこちらに掲載させていただいております。

全員協議会の際にも、この件ご説明させていただいておりましたが、それよりもっと以前に、議会
のほうとのご説明、ご協議等についてご提案させていただいているということでございましたら、
現在とかそういったものは、これまでも行っておりません。

本件、当日示されただけでは、なかなか難しいということであれば、その辺りもっと丁寧なご説明
が出来ないか、ちょっと検討をさせていただけたらと思います。

○教育長（中井雄治） 議長、補足よろしいですか。

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） この件につきましては、ほかの場で、こういうのを審議してないかとい
うご質問があったと思います。

それにつきましては、教育委員会のほうで、この内容については、詳細、いろいろ進めておりま
す。また、この内容について、ホームページのほうで、これを公開して、町民の皆様に見ていただ
くというような形を毎年とっておるところでございます。また、いろいろこう詳細について、他の
場でということでしたらまたそういう機会がありましたら、考えていきたいと思っております。以
上です。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） けして、これがどうこう悪いとかやなくて、そのいいのか悪いのかを判断で
きる。議会ですよ。場ではないですよ。ただ単に、これ、今から目を通せ言われた、ただの報告だ
けです。議会になっていう考えまだ入りません。当然

で、午前中に一般質問で、スポーツクラブ等々部活の在り方とか、ご意見も出ました。質問もそ
ういったことを踏まえて、これ、2頁にあるように将来像っていう、本町の目指す町、教育委員会
の目指す見本がある、地域に根差した教育、これはもう、場当たりに使われとるのが、じゃ、実
際にどういうことをやって地域に目指しますというのは、また、各学校が、それぞれの立場で、地
元に合った教育をしてるっていう文章もあるんだけど、どのような違いが出とるのかっていうのを
全くその報告する場がない。となれば、ちょっと私は納得いきがたいんですけど。だったら、これ
を基に、どっかで、やはり勉強会、報告会、議会のご意見を求めるいう評価を確かに、形上法的に
も間違いやないと思います。有識者等々の判断、自己判断、それはそれで、ただ行政的な判断を決

算のときにします。どうのこうの。そういう形ででもいいから、もう少しこう、時間をかけてこれを、説明し、なおかつ今後に生かそうとする努力が見えるような形をとっていただいたら、非常にいいと思うんですよ。

スポーツ関係含めて、地域の例えば、学芸員の高嶋館長含めて、地域の文化とか一番よく分かる。そういう方々をお招きして、学校でこういうのを開いていますとか、そういうのがあればまだいい。大変失礼な言い方かも知れませんが、三崎地区を見さしていただいたら、各地区にはそれなりの伝統なお盆の行事、祭りとか、昔ながらのもんがそれが廃っていかうとしてる、人口減少が大いに拍車をかけてとる。しかし、そういう文化を残していく、そのための資料館であって、今度のも、だとしたら子供たちに、地域に根差した教育やったら、その地区で、地域で育った人等、文化を知らなければ、先生自体はどのような指導をするのか、金太郎飴みたいはどこ行っても同じようになる生活がいいのか。瀬戸、三崎、伊方、各小学校でやはり特色のある授業、やれたらこういうことあって、いうもんが明確に出てはじめて、それで特色のある教育ということになるんだろうと思うんです。そこら辺は、正直ここんとこ私を感じるには、金太郎飴と一緒にどこ切っても同じような県からの上位みたいな方向性があるってそれを教育委員会が受けて、それと均等になって大まかな見方しか私には出来てないんですよ今正直に。だとしたら、こういうのを検討する場を設けていただいたら、

もっともっとう、意見交換ができるんじゃないかな。そのように感じるんですが、それに対して、お聞きします。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） これに対して、まず、点検評価報告書というのが、法で定められているところで、これについては、点検評価を行いそれによって結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないという、その法に基づいたものでございます。そういう形で、例年こういうような形をとらしていただいておりますということをご理解いただいたらと思います。

その中で、いろいろこう、議員の皆様に見えにくいということ、結局、おっしゃっておられるんだろうと思いますけれども、確かにこの報告書だけを捉えたら、なかなか見えにくいところもございまして。

おっしゃるように、地域に根差した教育、実際そういう一言で、学校現場がどういうふうに行っているのかっていうのはこの報告書では見えません。確かに、ただそういうところは、それぞれの、例えば文化財だったら文化財審議委員会であつたりとか、・・・だったら公運審、それからいろんなそういう範囲がございまして。

そういう中で、いろいろ拾い上げたものというので、自己評価ということをしているわけです。その自己評価をもとに、それぞれの評価委員さんが評価をしていくという、そういう団体をとっております。ただこの場でこれだけを見たら、確かに議員のおっしゃるとおりだと思っております。

それら非常に見えにくいということであればもっと見えやすいような報告書の在り方、そして、こういうものを他の場でもっと活用するようなやり方、そういうものを検討していきたいと思っております。

○議長（小泉和也） 暫時休憩いたします。

休憩 13時22分

再開 13時25分

○議長（小泉和也） 再開いたします。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 阿部議員のご指摘の件でございますが、確かに教育というものは非常に重要なウエートを占め、これからの伊方町の未来にとっても、非常に大切なものであるというところで、議員の皆様にも、もっと見えやすい、教育、現状だとか、課題であるとかそういうものの提示をこれからしっかり心がけていきたいと思っております。

またこの内容につきましても、もっと見やすい、また全員協議会するときでもしっかり、そして、年間まとめて途中で、ごめんなさい、年間、最後にこういうことをやるのではなくて途中結果を報告するような、そういう機会を、全協の場でも、持つようなことを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号「令和3年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

議案第60号

○議長（小泉和也） 日程第8「伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第60号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第60号 伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴う、伊方町議会議員及び伊方町長選挙における選挙運動の公営に要する経費の改正となっております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。まず、第4条第2号のアの、選挙運動用自動車として使用された各日に支払うべき金額「15,800円」を、「16,100円」に、次の頁をお願いします。同じく、イの、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金「7,560円」を、「7,700円」に改めます。

次に、第8条中、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価「7円51銭」を、「7円73銭」に改めます。

3頁をお願いします。第11条中、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価「525円6銭」を、「541円31銭」に、ポスター作成単価にポスター掲示場の数を乗じて得た額、「31万500円」を「31万6,250円」にそれぞれ改めます。

なお、この条例は、附則におきまして、公布の日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 異議申し立てを申すわけではないんですが、町長にお聞きしたいんですけど、これ、選挙する当事者にとってはありがたい。ですよ。町長の感覚をお聞きしたいんですけど。どうなんでしょうこれはなり手がないう状況が市、町いろいろ出て、議員不足とかいろんな改革が出る中で、ただ単になり手をつくるための分ととるか、それともやはり、それだけ地方議員含めて一生懸命頑張ったたら、せめて経費は町がということになる方向なのかちょっとそこら辺がようわからんのですが、町長として、どう捉えますか。感覚でいいです。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 質問にお答えさせていただきたいと思います。まずこれは本改正に伴う、料金の改定でございます。法律改正の背景には、先ほど議員が言われたように、議員、地方議員のなり手不足というものもあるんだろうというふうに思います。その中で、国や県それから市町においては、選挙費用の効率化っていうものは、もう既に行われていた、町村のみ法律化がなかったというのが、去年だったですかね、一昨年の選挙から公費負担が出来たというふうに思っております。その中で、こういう負担を・・・するかどうかはそれぞれの立候補者のこれは請求に基づいてだと思いますんで、・・・側では、公費で負担をするということで、・・・は少しでも議員のなり手というのを確保するためっていうのが一つあるんだろうというふうに思いますし、もともとは、町村議長会、あるいは、町村会の、全国の要望が出て、こういった制度とか、町村にまで、広まってきたと、いうふうに認識をいたしております。以上です。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。

これより議案第 60 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり） 異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号「伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 6 1 号

○議長（小泉和也） 日程第 9「伊方町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 61 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第 61 号 伊方町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について 提案理由をご説明いたします。

本案は、一般社団法人佐田岬観光公社に専門人材を派遣し、旅行業登録等の組織基盤の強化を図ることを目的に、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。

条例第 2 条第 2 項第 2 号の「非常勤職員」に、「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く」を追加いたします。

なお、この条例は、附則におきまして、公布の日から施行するとしてしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。

これより議案第 61 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり） 異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号「伊方町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 6 2 号

○議長（小泉和也） 日程第 10「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 62 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第 62 号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院規則の改正に伴い、職員の育児休業の取得数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象範囲の拡大等の措置を講ずることを目的に、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表で主な説明をさせていただきますので、参考資料をお願いいたします。

まず、第 2 条第 3 号のアの（ア）について、「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から 6 月を経過する日」とありますが、非常勤職員が育児休業を取得できる任期の要件を、子の 1 歳 6 箇月到達日から子の出生の日から 57 日間の末日から 6 月を経過する日に緩和するものであります。

次に、2 頁から 6 頁におきましては、非常勤職員の子の 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化について記載しております。

今回の改正で、子が 1 歳以上 1 歳 6 ヶ月未満の期間及び子が 1 歳 6 ヶ月以上 2 歳未満の期間途中で夫婦交替での育児休業の取得が可能となっております。

また、子が 1 歳到達日後及び 1 歳 6 ヶ月到達日後において、育児休業をしたことがない場合においても、取得できる期間の延長が緩和されるようになっております。

6 頁をお願いいたします。最後に、第 3 条第 5 号の改正前の削除につきましては、再度の育児休業を取得できるようになったことに伴い、育児休業等計画書により申し出る規定を、削除するものであります。

なお、この条例は、附則におきまして、令和 4 年 10 月 1 日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 62 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第63号

○議長（小泉和也） 日程第11「伊方町特定公共賃貸住宅条例及び伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」議案第63号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第63号 伊方町特定公共賃貸住宅条例及び伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について提案理由を、ご説明いたします。

本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う改正で近年の家族の多様化に伴い同居親族の標記を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、別添参考資料をお願いいたします。第1条関係、第2条関係、共に、各項での同居親族の標記を同居親族等に改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第63号「伊方町特定公共賃貸住宅条例及び伊方町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第64号

○議長（小泉和也） 日程第12「伊方町使用済核燃料税条例制定について」議案第64号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第64号 伊方町使用済核燃料税条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、原子力発電所に対する安全対策、民生安定対策、環境安全対策及び生業対策並びに原子力発電所との共生に必要な財源を確保するため、地方税法第5条第3項に定める法定外普通税を制定する必要があり、現行条例が令和5年3月末日をもって失効するため、新たに税条例を制定する

ものでございます。

現行条例からの変更点は、第4条課税標準について、現行では使用済核燃料とした日から5年未満のものについては課税対象外としていますが、変更後はこれを廃止し、5年を待たずに使用済核燃料となった日から課税対象とするものでございます。

また、第5条税率について、核燃料物質の重量1kgにつき500円から550円に引き上げるものでございます。

以上、伊方町使用済核燃料税条例の制定についての説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） 本議案は、地方税法第669条第2項の規定に基づき、議長において、特定納税義務者である四国電力株式会社に対し、意見書の提出を求めます。四国電力株式会社から提出される意見書については、9月22日の本議会において報告いたします。

議案第65号

○議長（小泉和也） 日程第13「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」議案第65号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 議案第65号 伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、再生可能エネルギー発電事業が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響を鑑み、事業者による再生可能エネルギー発電施設の設置及び管理について基本的かつ必要な事項を定めることにより、発電事業と地域との紛争をあらかじめ防止し、町の環境保全と町民の安全な生活に寄与するため、本条例の制定を提案するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明させていただきます。

1頁をご覧ください。第1条の目的は、施設の適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止し町民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な生活環境と自然環境を保全することとでございます。第2条では用語の定義を規定しております。第3条では基本理念を、規定しております。

2頁をご覧ください。第4条から第7条では町、事業者及び町民の責務を規定しております。

第8条では土砂災害又は他の災害が発生する恐れが極めて高いと認められる区域を禁止区域に指定することができるとしております。

3頁をご覧ください。第9条では災害の防止、良好な自然環境若しくは景観又は、歴史的、文化的価値、森林、農地等の保全のために配慮が必要と認められる区域を抑制区域に指定することがで

きるとしております。第 10 条では事前協議について規定し、第 11 条では周辺関係者への説明について必要な措置を明確化しております。

3 頁から 5 頁にかけてご覧ください。第 12 条から第 19 条では、事業の届出から審査、維持管理、施設の廃止に至るまでについて規定し、第 20 条で職員の事務所、事業所若しくは事業区域への立ち入りについて規定しております。第 21 条では町長は事業者に対しての指導又は勧告を行うことができる」と規定しております。

6 頁をご覧ください。第 22 条で事業者が勧告に従わない場合の措置について規定しております。第 23 条は委任条項であります。

最後に、附則としてこの条例の施行期日を公布の日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 失礼します。先般、9 月 6 日に開かれた議員全員協議会で私が 6 月議会で一般質問した FIT（固定価格買取制度）の権利や地上権の転売についてが問題となっているので、それに対する記述を求めたところ、担当課から申出の際に口頭での確認をすとの答弁がありました。

また、既存の太陽光パネルの設置場所からの県道への土砂への流出があり、緊急車両の通行の妨げとなつてはいけけないので、敷地内からはみ出ないように、緑地帯や土留めを設ける規定を盛り込むように要望をしたところ、条例の施行規則に盛り込むとの担当課からの答弁をいただきました。

こちらは施行規則ができましたら、改めて議会のほうにもお示しいたきたいと思ひます。

これ以外にどうしてもちょっと 1 点、気になることがあったので、ご質問させていただきます。

再生可能エネルギー発電施設の風車についてお尋ねをいたします。1 頁、第 2 条 5 号において、該当行政区の定義がなされております。そして、ちょっと頁が変わりまして、3 頁 12 条の 6 号で、事業の届出の中で、該当行政区住民への説明会に係る報告書及び該当行政区の同意書の写しの提出が必要と記載があり、該当行政区に該当しなければ、同意書の必要はないというふうに解釈ができます。

あと、戻りまして 1 頁の第 2 条 5 号の該当行政区とは、区域内に事業区域を含む行政区をいう。なお、風力発電事業においては、住宅等から 200m の範囲内に居住者のある行政区を、また、太陽光発電については、住宅等から 50m の範囲内に居住者のある行政区を含むと記載があります。

この条例の定義する再生可能エネルギー発電事業とは、第 2 条 2 号において出力の合計が 10 キロワット以上 5,000 キロワット未満と定義をされており、仮に住宅から 300m のところに 4,000 キロワット級の超大型風車が設置されても、住民説明会は開かれたとしても、200m 以上離れているから同意書は必要ないということになると思ひられます。現在、町内に建設されている 58 基の風車のほとんどは 1,000 キロワットで、風車に一番近い集落は三崎の灘地区、瀬戸のリゾート地区であります。現在 700m、800m に居住する住民から風車の音に対する不満が出ているのに、この 200

メートルという定義は現実とかなり乖離していると思いますが、条例の制定の冒頭に、課長が言われたように、発電事業者と地域との紛争をあらかじめ防止するために条例の制定を行うという説明がありましたが、逆に、このままの文面で条例を制定いたしますと、逆に紛争を助長するのではないかと危惧をいたします。この点についての説明を求めます。

また、この200mや50mの居住者のある行政区を該当行政区とした根拠についても、併せてお尋ねをいたします。以上です。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 田村議員の質問にお答えいたします。該当行政区等の申しますと、その名のとおり区域内に事業区域を含む行政区をいうとあります。したがってその行政区に風車が建てられたら、説明会なり同意書ということになります。話がありました、住宅等から200mと太陽光であれば50mの範囲内という根拠なんですけど、これは従来のガイドラインの指針の縛りをこのまま利用したものでございます。以上でございます。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 今ほど答弁でガイドラインを根拠にとおっしゃいましたが、ホームページを確認をしたら、ガイドラインは平成30年9月7日に制定をされ、その後令和4年4月11日に改正され、同日より適用とありました。当初制定時は20キロワット未満の小型風車についての規定で、200m以上離すように規定はされておりました。それを根拠に条例の制定をしていると今おっしゃいましたが、改正内容に、風力発電施設の届出対象を20キロワット未満から5,000キロワット未満に変更したとありますが、20キロワット未満が5,000キロワット未満になった理由は何なのか。

また20キロワット未満が5,000キロワット未満に変更というのは、単純に250倍ですけども、条例制定となったガイドラインの200m以上ではなく、出力に応じて20キロだったらこのぐらいの距離。4,999キロがマックスですけど、それだったらこのぐらいの距離。ちょっとこの幅が大きすぎるのに、これを一律200メートルと規定するのはおかしいと思うんですけど、何故その出力に応じて離す距離を延ばしていないのか、それについてお答えをお願いします。

○議長（小泉和也） 暫時休憩いたします。

休憩 13時55分

再開 14時01分

○議長（小泉和也） 再開いたします。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 田村議員の質問にお答えいたします。風車のキロワット数が従来は20キロワットまでとしておりましたが、そうしますと、県のアセスメントが5,000キロワットからなので、20キロワットから5,000キロワットは、規制がかからないということになります。その穴を埋めようということで、5,000キロワットという変更をいたしました。

それと、5,000キロワットまでしたのに、なぜ200mしか離れんでいいのかという質問につきましては、先ほども申しましたが、現行ガイドラインが200mという基準がございます。これは規制でございますので、ある指針がないと200m、それが風車が大きいため・・・ないのかということにはならないと思います。規制の部分は従来のガイドラインの指針を引き継いだということでございます。以上でございます。

○議長（小泉和也） 暫時休憩いたします。

休憩 14時03分

再開 14時15分

○議長（小泉和也） 再開いたします。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 田村議員の質問にお答えいたします。

風車を設置する該当行政区、該当行政区そのものにも、同意書の徴集は必要になりますけれども、該当行政区以外に、風車の建った位置から200mの範囲になる居住者のある行政区も同等に、同意の対象になります。

それと、風車から100m、200mという距離についてなんですが、これはガイドラインの指針からそのまま準用したものですけれども、この200mにつきましては、佐田岬半島の、この細長い地形上の理由で設定されたものと理解しております。以上です。

○議長（小泉和也） よろしいですか。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今言う20キロから5,000キロについて、あまりにも施設がこんだけ大きくなったのに、区域が変わってないのが何ぼにも納得いかないんで、反対させていただきます。

○議長（小泉和也） 只今反対討論がありましたが、賛成討論はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 今回の条例制定で、今まで空白部分でありました 21 キロから 4,999 キロまでの範囲を条例で制定するというふうな、前進したようなことにもなりましたので、これから運用を見ながら、また適宜、そのまま置くなり、解釈するなりすれば構わないと思いますので、私は本条例案に賛成をいたします。

○議長（小泉和也） それでは、賛成討論、反対討論がありましたので、これより議案第 65 号を採決いたします。この伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について、賛成の議員はご起立願います。座ってください。賛成多数ですので、議案第 65 号「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

発議第 2 号

○議長（小泉和也） 日程第 14「亀ヶ池温泉対策特別委員会設置に関する決議について」発議第 2 号を議題といたします。

本案につきましては、先の全員協議会で確認を終えておりますので、提案者の説明はこれを省略し、採決することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

これより採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号「亀ヶ池温泉対策特別委員会設置に関する決議」については、原案のとおり可決されました。

只今、亀ヶ池温泉対策特別委員会が設置されましたので、引き続いて、委員の選任を行います。委員名簿を書記に配布させます。

お諮りいたします。亀ヶ池温泉対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、亀ヶ池温泉対策特別委員会委員の選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、正副委員長の互選を行うため、特別委員会を開催したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から亀ヶ池温泉対策特別委員会を開催いたします。なお、招集通知は配布いたしませんので、よろしく願います。委員の皆さんは、全員協議会室にお集まりください。

暫時、休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 14 時 22 分

再開 14 時 32 分

○議長（小泉和也） 会議を再開いたします。休憩中に、亀ヶ池温泉対策特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

亀ヶ池温泉対策特別委員会委員長に福島大朝議員、副委員長に加藤智明議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

議案第66号～議案第76号

○議長（小泉和也） 日程第15「令和3年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第66号から日程第25「令和3年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第76号までの11議案は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 議案第66号 令和3年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第76号 令和3年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの11議案につきましては、令和3年度の一般会計、特別会計、企業会計あわせて11会計の決算認定をお願いするものでございます。

令和3年度の一般会計の決算状況は、歳入歳出の差し引きが、13億3,390万5,009円であり、翌年度への繰越財源1億2,638万1,000円を差し引きしますと、実質収支は12億752万4,009円となっております。

特別会計の決算状況は、9会計あわせて、歳入歳出の差し引きが、1億6,334万5,498円であり、翌年度への繰越財源1,206万2,000円を差し引きしますと、実質収支は1億5,128万3,498円となっております。

また、企業会計の決算状況は、収益的収支の差し引きは、1,784万5,259円となっておりますが、資本的収支の差し引きは、5,406万1,155円不足しておりますので、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明させますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく、お願いをいたします。

○議長（小泉和也） 監査委員より、地方自治法第233条第3項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第241条第5項の規定に基づく、基金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第30条第6

項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（門田光和） 議長

○議長（小泉和也） 門田代表監査委員

○代表監査委員（門田光和） 令和3年度の決算意見書につきましては、議員の皆様のお手元に、既に配布させていただいておりますので、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長から審査に付された令和3年度伊方町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計における歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況等に関し、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、令和4年7月25日から8月10日にかけて、実質7日間にわたりまして、末光監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもと、各課の課長及び担当職員の出席を求め、監査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。

まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合し、内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく、正確に処理されたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額が114億3,399万5,366円、歳出総額が101億9万357円の収支となっております。差し引き13億3,390万5,009円の剰余金が生じておりますが、この中には、翌年度への繰越財源1億2,638万1,000円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は、12億752万4,009円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が97.68%と、前年度に比べ、0.05ポイント上回っております。しかしながら依然として、町税及び国保税並びに住宅使用料等の滞納額が多額になっている状況であることを鑑み、今後とも税負担の公平性と歳入確保の観点から収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努められたい。

次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、ただ、指定管理施設の一部においては、指定管理収入が計画を上回っている施設もあることや、指定管理者の施設の運営等について、町が委託を行っている公認会計士に施設の経営状況を分析していただいたところであり、これらの意見を踏まえ、今後の指定管理の在り方について検討をいただき、適切な指導のもと、指定管理料の削減に向けて、より一層の経営努力を望むものであります。

また、実質不用額については、10億2,326万643円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることの無いよう、適切な予算の執行管理に努めていただきたいと思います。

続きまして、特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計以下、9つの会計がございます。いずれの会計も黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、特に、国民健康保険事業特別会計の直営診療施設勘定、並びに公共下水道事業特別会計、小規模下水道事

業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、一般会計からの多額な繰入により収支同額の決算となっている状況であります。

これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少や加入率の伸び悩み等により、厳しい経営環境にはありますが、適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものであります。

最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。構造的な経済不況と基幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。併せて、地方交付税についても段階的な縮減に伴い、財政運営は一段と厳しくなるものと思われまます。つきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

続きまして、水道事業会計でございますが、水道法及び公営企業法の基本原則により、伊方町給水条例並びに事業計画に基づいて適切に運営管理がなされております。

諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた872万7,058円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金9,864万4,000円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は、25.49%となっております。

今後も、同様な依存体質が続くものと予想されるところであります。

水道事業は、独立採算性での運営を行うのが基本原則であることから、町民のご理解を得て、水道料金の引き上げ等により、経営努力を行っておりますが、水道事業を取り巻く環境は、人口の減少に伴う使用料の落ち込みをはじめ、水道施設の老朽化による継続的な施設整備に係る投資的経費の増大などが相まって、大変厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き、経営基盤の改善を図るとともに、長期的な展望に立った効率的な運営に努められますよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

むすびに、令和3年度の審査を通してでございますが、課所管の事務、事業別決算につきましては、それぞれ決算審査の中で意見や要望を課長さん方に申し上げさせていただきました。地方自治法第2条第14項に地方公共団体は、その事務を処理するためにあたって、町民の福祉の増進に努めるとともに、最小限の経費で最大の成果を上げるようにしなければならないと謳われております。今後とも、職員の皆様に期待とお願いをいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応等、先が見通せない厳しい執務環境の中、職務に精励しておられる理事者をはじめ関係者のご尽力に感謝するとともに、今後とも、つつがなく職務を全うされるようお願いをいたしまして審査意見の補足といたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。只今説明のありました、令和3年度各会計決算の取り扱いにつきましては、お手元に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会へ付託し、委員会条例第2条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和3年度伊方町一般会計決算以下、決算関係11議案を総務文教厚生、産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

散会宣告

○議長（小泉和也） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものではありますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。14日は、休会。15日は、午前10時から各常任委員会合同によります令和3年度決算の審議を行います。16日から21日は、休会。22日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 14時50分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員